



経済点描

Number 2002-01

「最近の雇用調整の特徴」 労調・雇用者と毎勤・常用労働者の乖離に着目して

経済調査課・大澤 直人

【労調と毎勤間の異なる雇用動向】

このところ完全失業率が毎月既往ピークを更新するなど、雇用情勢の悪化が目立っている。これは、景気の調整が長引く中で、企業の人減らしの動きが本格化してきたことを反映したものである。実際に、失業率の計算の基となる労働力調査(以下、労調)では、表1でみるように昨夏まで前年比プラスで推移していた雇用者数が、最近ではマイナスに転じている。ところが、こうした明確な雇用者数減少の動きは、雇用動向を表わすもう一つの代表的な統計である毎月勤労統計調査(以下、毎勤)には、これまでのところ殆ど現れていない。

(表1) 労調・毎勤の雇用者数の動向

(前年同期比、%)

	労調	毎勤(5人以上)
99年度	0.5	0.2
00年度	0.9	0.2
01/2Q	0.9	0.2
01/3Q	0.0	0.2
01/4Q	1.1	0.2

(注) 01/4Qは10~11月。

勿論、こうした雇用統計間での雇用者数の動きの乖離(以下「労毎乖離」)には、統計上の誤差が何がしかは影響している。しかし、90年代後半以降、企業が正社員の

増加に対して極めて慎重なスタンスを採り続けてきたという事実を踏まえると、こうした「労毎乖離」を単なる誤差と捉えるのは、必ずしも適当でないように思われる。

以下では、まず、労調における「雇用者」が毎勤における「常用労働者」よりも、かなり広い範囲の労働者をカバーしているという定義上の違いを明らかにする。その上で、企業の人減らしがアルバイトや派遣社員、一部パート等の比較的短期の労働者中心に実施されると、前者の減少幅が大きくなること、さらにはそうした雇用調整がこのところ実際に行われていること、を幾つかの材料を挙げつつ検証してみたい。

【労調・毎勤の雇用者に関する定義】

まず、労調の雇用者数と毎勤の常用労働者数の水準を比べてみると、前者が約5,300万人に対し、後者が約4,300万人と1,000万人程度、労調・雇用者が多いことが分かる(計数は、2000年平均)。

こうした両者の水準の違いをもたらす理由は、大きく分けて2つある。第1は、調査対象となる労働者の範囲の違いであり、現業以外の公務員や農林漁業従事者、1~4人の小規模事業所で働いている人達は、毎勤統計から漏れている¹⁾。第2に、毎勤の常用労働者の定義は、労調の雇用者の定義

よりも狭く（詳しくは、表2を参照して欲しい）、学生アルバイト、フリーター、派遣社員の大半を占める登録型派遣社員²⁾など、契約期間が短期で、労働日数も通常の従業員より少ない労働者は含まれていない。

上記の2つの要因のうち、前者の要因がもたらす差異は、短期間で大きく変化する性格のものではない。従って、冒頭で指摘した最近の「労毎乖離」の拡大は、後者の要因によるもの——すなわち、アルバイト等企業が臨時に雇った人達が従来以上に大きく変動するようになってきたことによつて、もたらされたものと推察できる³⁾。そこで、以下ではこうした動きがいつ頃、どのような背景で目立ってきたのかについて、みていくこととしたい。

【大きく変化した企業の雇用スタンス】

過去を振り返ってみると、こうした臨時雇用が増加したのは、バブル崩壊後、わが

国経済の低迷が長引き始めた90年代後半であることが分かる。労調の「雇用者」と毎勤の「常用労働者」の動きをプロットした図1(1)をみると、90年代前半までは両者は概ね似通った動きをしてきた。これに対し、90年代後半以降は、「常用労働者」の増加が止まり、むしろ微減傾向が定着する中で、景気回復局面では「雇用者」が「常用労働者」を上回って増加し、逆に景気悪化局面では「雇用者」が「常用労働者」よりも大きく減少するといったパターンが現れてきている。しかも、この点については、その傾向が次第に強まっているように窺われる。

このように、景気の振幅に呼応する形で「労毎乖離」が発生することになった背景には、企業が正社員の抑制を図る一方で、臨時雇用を景気の繁閑に対するバッファとして活用する方向に転換したことがある。

(表2) 労調・雇用者と毎勤・常用労働者の定義の違い⁴⁾

労調・雇用者	毎勤・常用労働者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労調は全国約4万世帯（約10万人）を対象とし、15才以上の世帯員について、その就業状態をアンケート調査している。 ・ 調査対象者は、自分や家族が「就業者」、「完全失業者」および「非労働力人口」の何れに属するのかを回答するが、その際、調査対象期間（月末1週間）中に1時間以上仕事に従事していれば「就業者」となる。 ・ 文中に数字を示した「雇用者」とは「就業者」から「自営業者」と「家族従業者」を除いたものであり、特に定職が無い人でも、ある月の最終週に例えば半日のバイト（引越し作業等）を行った実績があれば、労調では「雇用者」としてカウントされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎勤は常用労働者を常時5人以上有する約3万3千の事業所を対象に、雇用および賃金、労働時間などを調査する統計である。 ・ この統計における「常用労働者」は、期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、ないし日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者、とされている。 ・ この定義では、契約期間1か月以内の学生アルバイトやフリーターは、同一事業所で2か月連続18日以上働くといったことのない限り、「常用労働者」とはならない（従って、左記に例示した引越しアルバイトはカウントされない）。また、派遣社員の過半を占める登録型の派遣社員は、派遣期間中のみ人材派遣会社の従業員となるため、派遣期間が1か月未満で月間の派遣日数が少ない場合、やはり「常用労働者」には含まれない。

図 1(2)で示した労調の特別調査⁵⁾をみると、企業は 90 年代後半、雇用者全体に占める非正規労働者の比率を高めてきたことが分かる。なお、正規社員の雇用抑制については、図 1(3)の短観の調査結果が示すように、多くの場合、新卒採用を控えることによって進められてきた。こうした正社員の採用抑制については、人手不足の長期化が心配されたバブル当時に正社員を大量に増やしてしまったことの反動という面もあるが、より基本的には、企業の中長期の期待成長率が大きく低下したことへの対応とみるべきであろう。

また、企業による臨時的な雇用の活用を可能にしたのは、人材派遣等の規制緩和の動きもさることながら、企業が新卒の採用を抑制すること自体が、若年層におけるフリーターや派遣社員等の供給増加をもたらした点も無視できない。

以上の考察を踏まえると、最近の「労毎乖離」の拡大は、起こるべくして起こったものとみるべきであろう。すなわち、企業は 99~2000 年にかけての景気回復局面において、必要な労働力の増加を臨時雇いの活用という形で賄ってきた。2000 年末辺りを境に景気が悪化局面に入った後は、そこで増加した臨時雇いの人たちを中心に人減らしが行われている、ということではなからうか。

この点を直接的に検証する材料はないが、短期契約の雇用ニーズが減少していることを示す材料は幾つかある。首都圏の学生アルバイトの求人数と平均時給の動きを図 2(1)で確認すると、昨年後半から求人減少し、時給も低下している。また、派遣社

員についても、新聞報道等によれば、学生アルバイトと同様に昨年後半以降、派遣需要が一頃に比べ落ち込んでいる模様である。詳しくは、データの公表を待つ必要があるが、最近では、派遣社員の実稼働率（登録型派遣の派遣実績を登録人数で除した概念）が、景気悪化の著しかった 98 年度のように、低下している可能性は十分考えられる（図 2(2)）。

【今後の展望とマクロ経済へのインプリケーション】

以上の点は、これまでのところ雇用調整の大部分が臨時雇いという、もともと不安定な雇用形態の人々に負担を強いる形で行われてきたことを示している。ただ、こうした臨時雇いの削減にも拘わらず、企業の雇用過剰感は、図 2(3)の短観・雇用判断 D.I.でみるように、高まり続けている。また、現状、企業収益が大幅に悪化しているだけに、先行き人件費の削減が正社員に及ぶことは避けられないように窺われる。

ただ、この場合、臨時雇い同様、正社員の人数を削減するという対応のほか、一人当たりの賃金を抑制するという方策もあり得る。例えば、ワークシェアリングによって、正社員の雇用を維持しつつ、一人当たりの労働時間ひいては人件費の削減を進めようとする動きが労使双方で現実味を帯びていることにも、こうした事情が影響しているものと考えられる。また、業績不振企業では、個別に賃下げを容認する先も出始めている。

こうした一連の動きは、企業の人件費削減を円滑化することによって、収益の回復を早める効果を持つ。しかし、その一方で、

家計所得へのしわ寄せはその分大きくなるため、個人消費まで含めて経済の回復を促すことに繋がるのかどうかについて、一概には言えない。わが国では、これまでもちらかと言えば、企業部門が主導する形の景気循環パターンが多かったが、近年の労働市場の構造変化が、わが国の景気循環や景気と物価の関係にどのような影響を及ぼしていくかは、非常に興味深いテーマである。

1) 毎勤が一部の公務員や1~4人の小規模事業所の労働者を調査対象としていない点について、やや詳しくみると、以下のとおり。

毎勤は、日本標準産業分類に定める産業をその対象としている。このため、その地位が公務員であっても、例えば学校の教員などは含まれる一方、県庁など役所に勤務する公務員はその対象とならない。

また、月々の毎勤統計は1~4人の小規模事業所を対象としていない。この点、労調をみると、非農林部門で約400万人が1~4人の規模の勤め先(事業所ではない)の「雇用者」となっている。ただ、厚生労働省では、月次の毎勤統計を補完する趣旨から年に一度(調査時点は7月末日)1~4人の事業所を対象に同様の統計を作成している。

2) 派遣社員は、派遣会社に登録しておき仕事があるときだけ働く登録型派遣社員と、派遣会社に常時雇用される常用雇用労働者に大別される。のみを扱う先を「特定労働者派遣事業」と呼称する。図2(2)左の棒グラフに記載している「特定」とは前者を、「一般」は後者を略称したものである。なお、一般・その他の「その他」は、登録型の労働者数について、常用換算(常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したもの)している。

働時間数で除したもの)している。

3) ただ、「労毎乖離」をアルバイト、フリーター、登録型派遣社員だけで説明することは難しい。その理由について正確な事情はわからず、以下、推論ではあるが、本来「常用労働者」として報告されるべきパートタイム労働者の一部についても、調査先企業からの報告漏れがあり、これが「労毎乖離」をもたらす要因となっている可能性が考えられる。

例えば、主婦を中心とするパート労働者の大半は、期限の定めがない(無期ないしは雇用契約が曖昧なケースの双方が考えられる)もしくは1か月を超える雇用契約を結んでいると考えられる。このため、本来ならば1か月間に働いた日数に関係なく「常用労働者」の定義に該当する。

しかし、実際の企業では、パート労働者がアルバイト等と同様に扱われているケースも皆無とは言えないのではなかろうか。すなわち、定義に厳密に従えば「常用労働者」でありながらも、実態として正社員でないという位置付けから、調査先の記入から漏れている労働者が存在し、これが「常用労働者」の過少推計をもたらしている可能性が考えられる。

4) 以上の記述を含め詳しい統計上の定義について興味のある向きは、作成官庁が発行している『労働力調査』(総務省)および『毎月勤労統計』(厚生労働省)を参照されたい。なお、労働力調査については、総務省のホームページにQ&Aが掲載されている(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/qa.htm>)

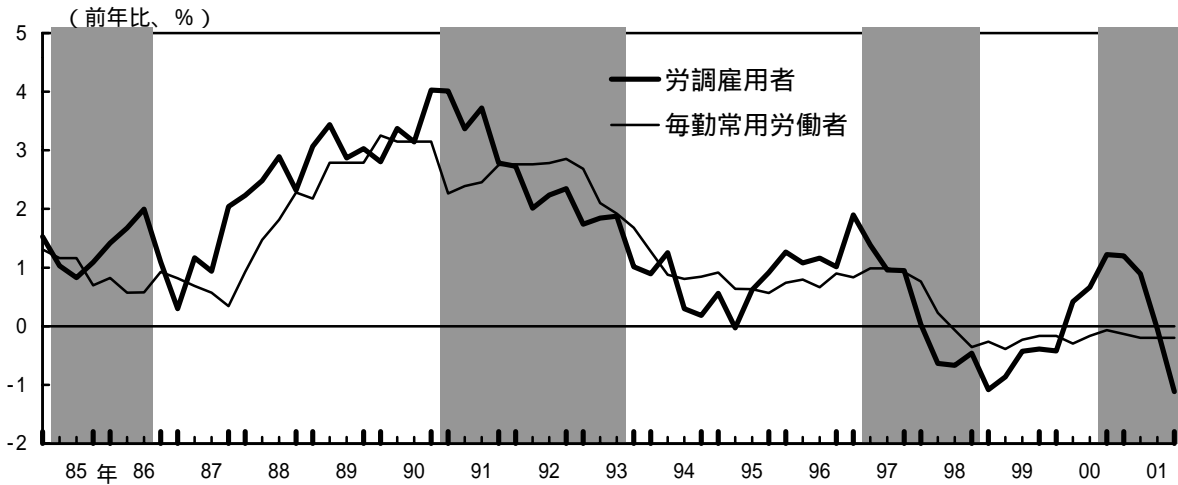
5) 総務省は、毎月の労働力調査を補う趣旨から、毎年2月、8月末(99年以降)を調査時点として労働力調査の特別調査を実施している。同調査の調査票には、調査対象者が勤め先においてどのように呼称されているかについて、記載する覧が設けられている。具体的には、正規の職員・従業員、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員およびその他、の5択が提示されており、同統計では後4者を、非正規社員と呼称している。

経済点描は、景気動向や中期的な経済テーマ、あるいは経済指標・統計に関する理解を深めるための材料提供を目的として、日本銀行調査統計局が編集・発行しています。ただし、レポートで示された意見や解釈に当たる部分は、執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。

内容などに関するご意見や質問などは、日本銀行調査統計局経済調査課の竹内<Email: junichirou.takeuchi@boj.or.jp>までお知らせ下さい。なお、経済点描は日本銀行のホームページ(<http://www.boj.or.jp>)でも入手できます。

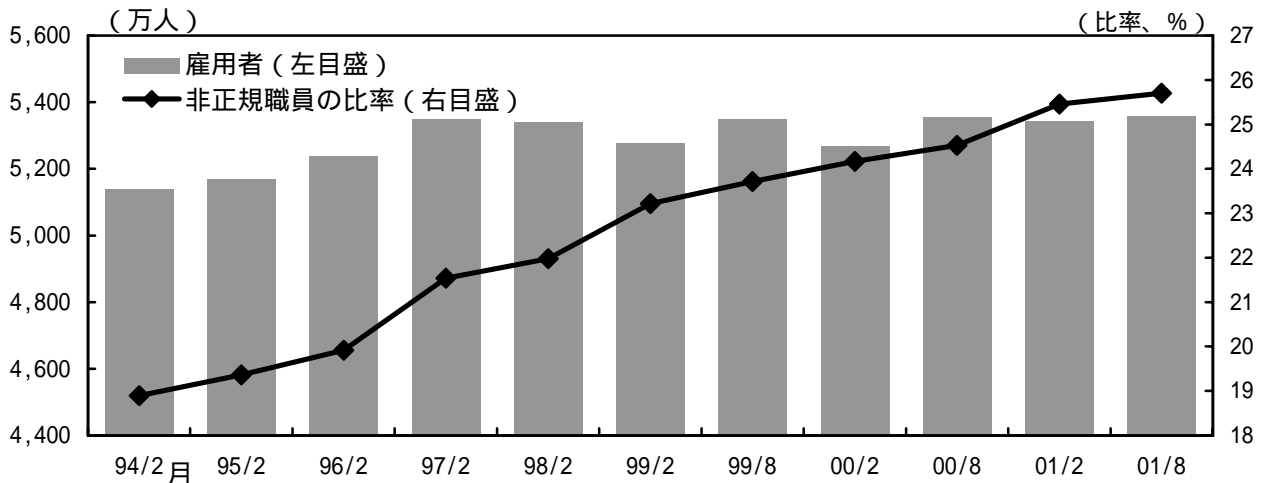
(図 1) 景気循環と雇用

(1) 景気循環と雇用者数



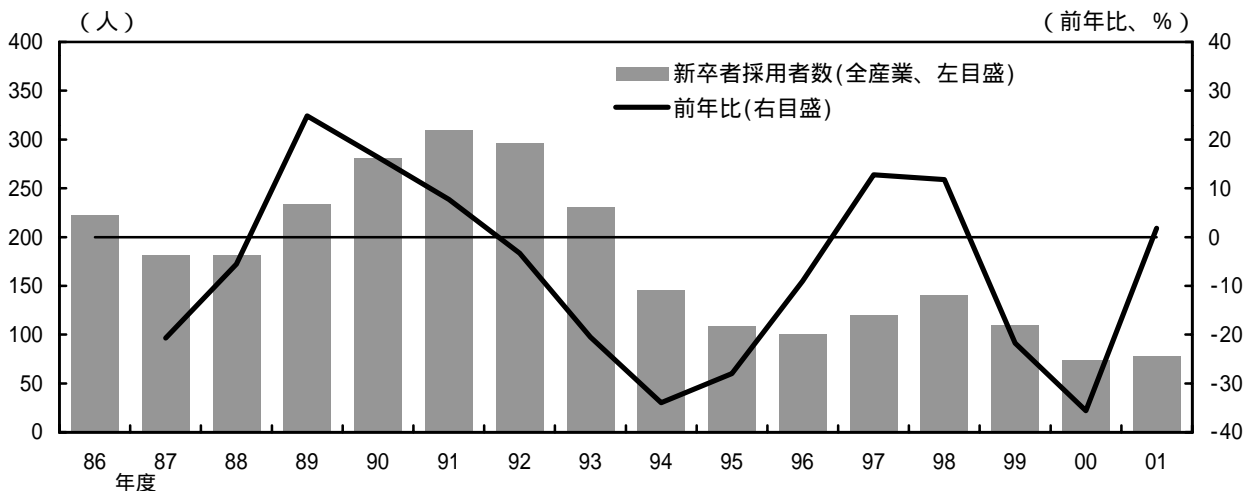
- (注) 1.シャド - 部分は景気後退局面 (次頁図2 (3) も同じ)。
 2.毎勤については、91年以前は事業所規模30人以上、以降は事業所規模5人以上の計数。
 3.2001/4Qは10~11月の前年同期比。

(2) 雇用者数の内訳 (労調特別調査)



- (注) 非正規職員の定義は、本文脚注5を参照。

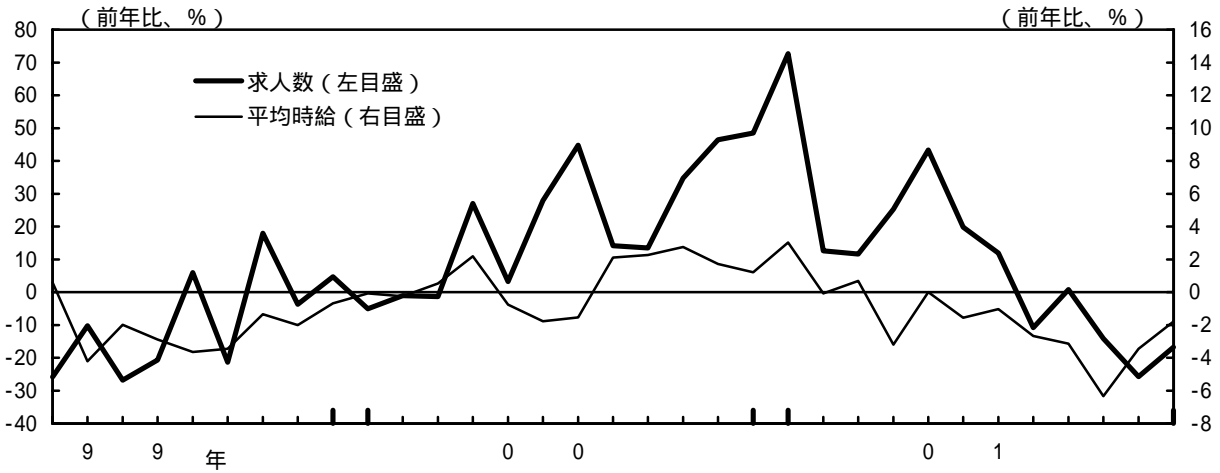
(3) 新卒者採用状況 (1社平均採用人数、短観)



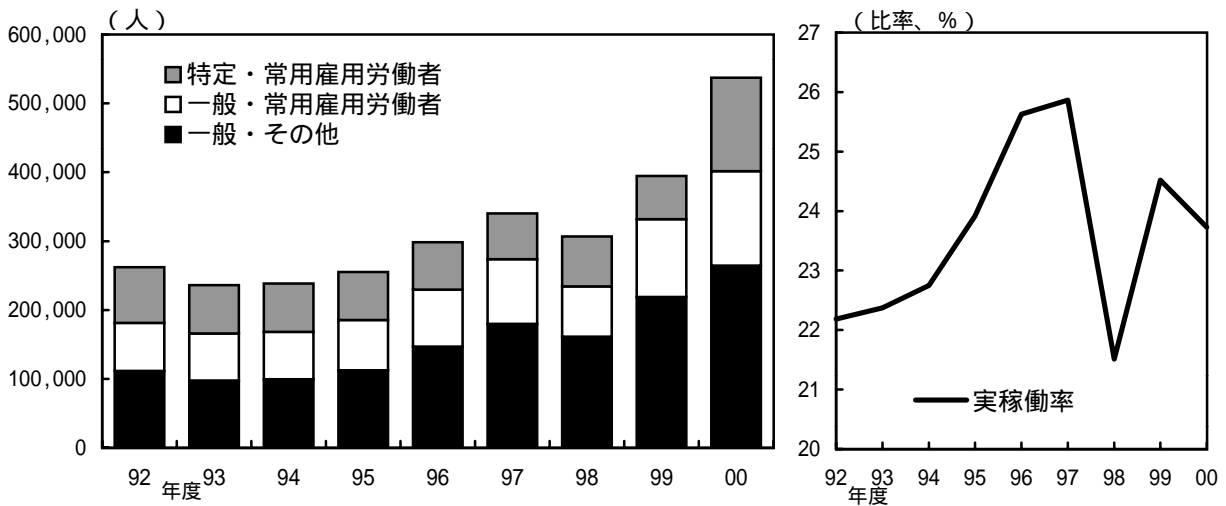
- (資料) 厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「労働力調査」、「労働力調査特別調査報告」、日本銀行「企業短期経済観測調査」

(図 2) 企業の雇用スタンス

(1) アルバイト需要と時間あたり賃金

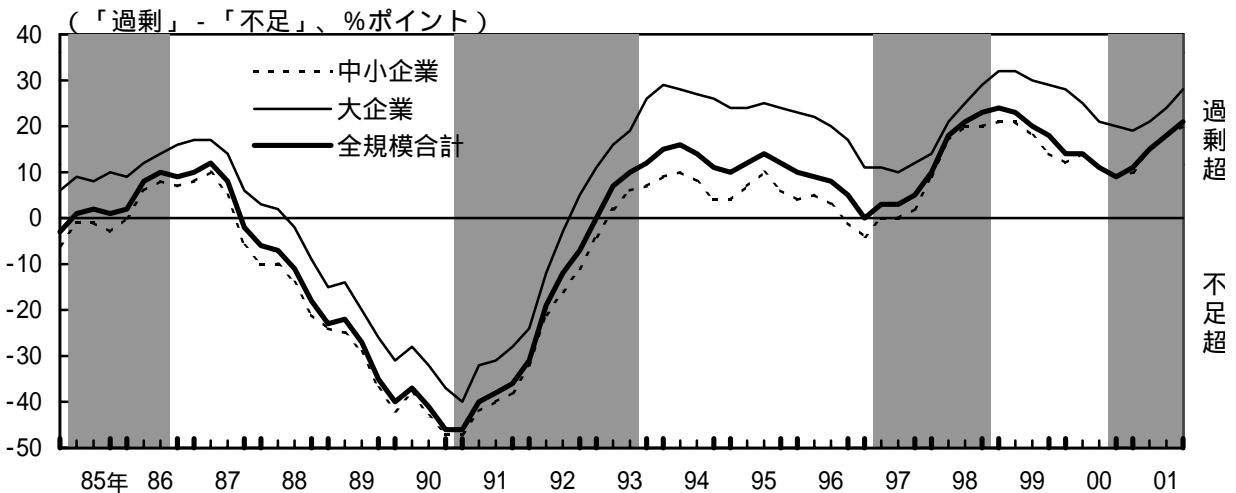


(2) 人材派遣者数と実稼働率



(注) 1. 左チャートについての詳細は、本文脚注2を参照。
2. 実稼働率は、一般・その他を登録者数で除したものの。

(3) 企業の雇用過剰感



(資料) 内外学生センター「アルバイトあっせん月報」、厚生労働省「労働者派遣事業報告」、日本銀行「企業短期経済観測調査」